

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表5の項第1号中「介護予防通所介護、」を削り、同表に次のように加える。

15	法第115条の45の3第1項の規定による次に掲げる指定事業者の指定 (1) 第1号訪問事業及び第1号介護予防支援事業に係るもの (2) 第1号通所事業に係るもの	1件につき 20,000円 1件につき 25,000円
16	法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新	1件につき 10,000円

附 則

この条例中別表に15の項及び16の項を加える改正規定は公布の日から、別表5の項の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

介護保険法の一部改正により市町村が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業として位置付けられた事業について、当該事業を行う事業者の指定等の申請に係る手数料を定める等のため、本案を提出する。